

生活保護システム

機能・帳票要件(第2.3版)

						【凡例】◎:実装必須機能 ○:標準オプション機能						
大項目	中項目	機能名称	改定種別 (直前の版から改定した 項目の種類)	機能名称枝番	機能ID	機能要件	① 都道府県	② 団体内で複数の福祉事務所を配置(例:政令指定都市、一部の中核市等)	③ 団体内で一つの福祉事務所を配置(例:②以外の市区町村)	要件の考え方・理由	備考(改版説明)	適合基準日
1. 生活保護申請・決定(変更等含む)	1.1. 面接相談	相談内容登録			XXX0103	以下の情報を登録・修正・削除・照会できること。 【管理項目】 ・被保護世帯主メールアドレス				・本機能要件は決定通知書の電子通知に関する機能として、被保護者へ保護決定通知書を送信する場合に、被保護者のメールアドレスを管理するための機能として想定している。 ・被保護世帯への決定通知の電子通知について、処分通知等のデジタル化に係る基本的な考え方、処分通知等のデジタル化に係る基本的な考え方(QA)、処分通知等のデジタル化に係る短期的手法の検討フローチャート等の内容を踏まえると、既存の情報システムの活用、外部のオンラインストレージの利用、電子メールの活用等の3つの方法があるが、各自治体の情報セキュリティポリシーガイドライン等の考え方により判断する部分と想定しているため、いずれの運用が望ましいかについて標準仕様書において定める想定は無い。 ・保護変更の決定通知の電子送付においては、外部サービスや外部システムの活用を妨げない。		
1. 生活保護申請・決定(変更等含む)	1.1. 面接相談	CWの面接相談支援			XXX0001	面接相談時に面接相談員もしくは地区担当員と相談者が行った会話内容について、タブレット端末やスマートフォン端末、ボイスレコーダー等を用いて行った録音の音声データを会議中にシステムに取り込めること。 面接相談時に面接相談員もしくは地区担当員と相談者が行った会話内容について、タブレット端末やスマートフォン端末、ボイスレコーダー等を用いて行った録音の音声データをシステムに取り込めること。				・当機能要件は、面接相談時の会話内容の文字起こし、要約に関する機能要件である。 ・会話内容の文字起こし、要約に関する機能については外部サービスや外部システムの活用を妨げない。		
1. 生活保護申請・決定(変更等含む)	1.1. 面接相談	CWの面接相談支援			XXX0002	面接相談時に面接相談員もしくは地区担当員と相談者が行った会話内容について、タブレット端末やスマートフォン端末、ボイスレコーダー等を用いて行った録音の音声データを会議後にシステムに取り込めること。				・当機能要件は、面接相談時の会話内容の文字起こし、要約に関する機能要件である。 ・会話内容の文字起こし、要約に関する機能については外部サービスや外部システムの活用を妨げない。		
1. 生活保護申請・決定(変更等含む)	1.1. 面接相談	CWの面接相談支援			XXX0003	会議中または会議後に取得した音声データを用いて、音声内容をテキストデータに変換できること。				・当機能要件は、面接相談時の会話内容の文字起こし、要約に関する機能要件である。 ・文字起こしの認識精度、音声データ投入から文字起こし結果表示までの処理時間については機能要件において定義することは想定していない。 ・会話内容の文字起こし、要約に関する機能については外部サービスや外部システムの活用を妨げない。		
1. 生活保護申請・決定(変更等含む)	1.1. 面接相談	CWの面接相談支援			XXX0004	音声内容を変換したテキストデータは画面上で参照し、編集できること。				・当機能要件は、面接相談時の会話内容の文字起こし、要約に関する機能要件である。 ・テキストデータ参照時は発話者の識別が出来ることが望ましいと想定している。 ・会話内容の文字起こし、要約に関する機能については外部サービスや外部システムの活用を妨げない。		
1. 生活保護申請・決定(変更等含む)	1.1. 面接相談	CWの面接相談支援			XXX0005	音声内容をテキストデータに変換した結果をテキストとして出力できること。				・当機能要件は、面接相談時の会話内容の文字起こし、要約に関する機能要件である。 ・出力については、オフィスソフト形式、テキストファイル形式での出力を想定している。 ・出力されたテキストデータは、一般的な議事録作成作業に用いるために加工・編集が可能であることを想定している。 ・テキストデータの編集を行っている場合は編集結果が反映されたテキストデータを出力することを想定している。 ・出力されたテキストデータについて、発話者の識別が出来ることが望ましいと想定している。 ・会話内容の文字起こし、要約に関する機能については外部サービスや外部システムの活用を妨げない。		
1. 生活保護申請・決定(変更等含む)	1.1. 面接相談	CWの面接相談支援			XXX0006	音声内容を変換し作成されたテキストデータを用いて、編集可能な会議のメモや要約を作成できること。				・当機能要件は、面接相談時の会話内容の文字起こし、要約に関する機能要件である。 ・作成される会議メモや要約の詳細は仕様書上は指定しない。 ・会議メモや要約の作成されるタイミングは会議後を想定している。 ・会話内容の文字起こし、要約に関する機能については外部サービスや外部システムの活用を妨げない。		
1. 生活保護申請・決定(変更等含む)	1.1. 面接相談	面接記録票作成機能			XXX0007	音声内容を変換し作成されたテキストデータを用いて、編集可能な面接記録票の素案を作成できること。				・当機能要件は、面接相談時の会話内容の文字起こし、要約に関する機能要件である。 ・会話内容の文字起こし、要約に関する機能については外部サービスや外部システムの活用を妨げない。		
1. 生活保護申請・決定(変更等含む)	1.2. 保護の開始申請受付及び訪問調査	申請情報の登録			XXX0008	以下の情報を登録・修正・削除・照会できること。 【管理項目】 ・処理状態フラグ(未完了・完了)				・当機能要件は、生活保護新規開始の申請情報について、処理の状態を管理するための機能である。 ・申請受付年月日から一定期間を経過し、開始決定が完了していない生活保護新規開始の申請について、申請を受け付けた地区担当員および査察指導員に対してアラートを表示する機能を実現するために、申請情報の処理状態を管理することを想定している。		
1. 生活保護申請・決定(変更等含む)	1.2. 保護の開始申請受付及び訪問調査	申請情報の登録			XXX0009	申請書、申告書について、AI-OCR等によってテキストデータ化された情報を取り込めること。				・取り込むデータ項目については基本データリストに定義されたデータ項目に準拠することを想定している。 ・データの取り込み先は、生活保護システムを想定しているが、外部の電子申請システム、自治体のファイルサーバー等にデータを取りこみ、保存することを妨げない。 ・生活保護システム以外に取り込む場合は、当機能要件ではなく生活保護システム以外の外部サービスや外部システム等の活用を妨げない。		
1. 生活保護申請・決定(変更等含む)	1.2. 保護の開始申請受付及び訪問調査	申請情報の登録			XXX0010	申請書や申告書に添付された学証資料について、AI-OCR等によってテキストデータ化された情報を取り込めること。				・取り込むデータ項目については基本データリストに定義されたデータ項目に準拠することを想定している。 ・データの取り込み先は、生活保護システムを想定しているが、外部の電子申請システム、自治体のファイルサーバー等にデータを取りこみ、保存することを妨げない。 ・生活保護システム以外に取り込む場合は、当機能要件ではなく生活保護システム以外の外部サービスや外部システム等の活用を妨げない。		
1. 生活保護申請・決定(変更等含む)	1.2. 保護の開始申請受付及び訪問調査	申請情報の登録			XXX0011	申請書、申告書、学証資料等のPDFデータを取り込めること。				・データの取り込み先は、生活保護システムを想定しているが、外部の電子申請システム、自治体のファイルサーバー等にデータを取りこみ、保存することを妨げない。 ・生活保護システム以外に取り込む場合は、当機能要件ではなく生活保護システム以外の外部サービスや外部システム等の活用を妨げない。		
1. 生活保護申請・決定(変更等含む)	1.2. 保護の開始申請受付及び訪問調査	申請情報の登録			XXX0012	申請受付年月日から一定期間を経過し、開始決定が完了していない生活保護新規開始の申請について、被保護世帯を担当する地区担当員および査察指導員に対して、処理が未完了であることのアラートを表示できること。				・アラートの表示方法は画面要件に関する部分と想定しているため、標準仕様において定める想定はないが、システムのメニュー画面など職員が最初にログインした画面等でアラートがあることを把握することが望ましい。 ・申請受付年月日からアラートの表示までの日数については標準仕様で定める想定はない。 ・申請受付年月日から一定期間を経過し、開始決定が完了していない生活保護新規開始の申請とは、申請情報の処理状態フラグが未完了となっている申請を想定している。		

大項目	中項目	機能名称	改定種別 (直前の版から改定した 項目の種別)	機能名称枝番	機能ID	機能要件	① 都道府県	② 団体内で複数の福祉事 務所を設置(例:政令指定 都市、一部の中核市等)	③ 団体内で一つの福祉事 務所を設置(例:②以外の 市区町村)	要件の考え方・理由	備考(改版説明)	適合基準日
1.生活保護申請・決定(変更等含む)	1.4.29条調査(金融機関調査)	調査票作成			XXX0013	調査対象者リストを出力出来ること。				・当機能要件は金融機関への電子照会を行う場合に、外部サービスや外部システムに対して調査対象者情報を提供するための機能として想定している。 ・金融機関への電子照会を行うために用いられる外部サービスや外部システムは、自治体の運用や考え方によって選定されることを想定しているため、当機能要件は基本データリストに定義されたデータ項目をリストとして出力する機能を想定している。 ・なお、外部サービスや外部システムの製品仕様に応じて出力するリストのファイル形式を決定することを想定している。		
1.生活保護申請・決定(変更等含む)	1.4.29条調査(金融機関調査)	回答状況登録			XXX0014	調査回答結果情報を取り込めること。				・当機能要件は金融機関への電子照会を行う場合に、外部サービスや外部システムから提供された調査回答結果情報を生活保護システムに取り込むための機能を想定している。 ・金融機関への電子照会を行うために用いられる外部サービスや外部システムは、自治体の運用や考え方によって選定されることを想定しているため、当機能要件は基本データリストに定義されたデータ項目をリストとして出力する機能を想定している。 ・なお、外部サービスや外部システムの製品仕様に応じて取り込み用いるファイル形式を決定することを想定している。		
1.生活保護申請・決定(変更等含む)	1.4.29条調査(金融機関調査)	回答状況登録			XXX0015	取り込んだ調査回答結果情報を用いて、被保護者の29条調査の回答登録が出来ること。				・当機能要件は金融機関への電子照会を行う場合の機能として想定している。 ・外部サービスや外部システムから取り込んだ調査回答結果情報を被保護者の29条調査の調査項目に紐づけて、回答を登録するための機能を想定している。		
1.生活保護申請・決定(変更等含む)	1.4.29条調査(金融機関調査)	調査先情報登録(銀行支店・その他金融)		4	0211231	金融機関の照会方法のデジタル化に対応できること。	◎	◎	◎	・当機能要件の実現のために、外部サービスや外部システムを利用することを妨げない。		令和8年4月1日
1.生活保護申請・決定(変更等含む)	1.4.29条調査(金融機関調査)	調査票作成(銀行支店・その他金融)			XXX0016	調査対象者リストを出力出来ること。				・当機能要件は金融機関への電子照会を行う場合に、外部サービスや外部システムに対して調査対象者情報を提供するための機能として想定している。 ・金融機関への電子照会を行うために用いられる外部サービスや外部システムは、自治体の運用や考え方によって選定されることを想定しているため、当機能要件は基本データリストに定義されたデータ項目をリストとして出力する機能を想定している。 ・なお、外部サービスや外部システムの製品仕様に応じて出力するリストのファイル形式を決定することを想定している。		
1.生活保護申請・決定(変更等含む)	1.4.29条調査(金融機関調査)	回答状況登録(銀行支店・その他金融)			XXX0017	調査回答結果情報を取り込めること。				・当機能要件は金融機関への電子照会を行う場合に、外部サービスや外部システムから提供された調査回答結果情報を生活保護システムに取り込むための機能を想定している。 ・金融機関への電子照会を行うために用いられる外部サービスや外部システムは、自治体の運用や考え方によって選定されることを想定しているため、当機能要件は基本データリストに定義されたデータ項目をリストとして出力する機能を想定している。 ・なお、外部サービスや外部システムの製品仕様に応じて取り込み用いるファイル形式を決定することを想定している。		
1.生活保護申請・決定(変更等含む)	1.4.29条調査(金融機関調査)	回答状況登録(銀行支店・その他金融)			XXX0018	取り込んだ調査回答結果情報を用いて、被保護者の29条調査の回答登録が出来ること。				・当機能要件は金融機関への電子照会を行う場合の機能として想定している。 ・外部サービスや外部システムから取り込んだ調査回答結果情報を被保護者の29条調査の調査項目に紐づけて、回答を登録するための機能を想定している。		
1.生活保護申請・決定(変更等含む)	1.7.保護開始の要否判定及び処分	保護決定処理		42	0211322	(介護保険料) ・介護保険料加算・年金収入からの控除(介護保険料・後期高齢者医療保険料・国民健康保険料)については、年度の期別賦課額を個別に登録・修正・削除・照会を可能とし、自動で金額変更が行えること。	◎	◎	◎			令和8年4月1日
1.生活保護申請・決定(変更等含む)	1.7.保護開始の要否判定及び処分	保護決定処理			XXX0102	・介護保険料加算・年金収入からの控除(後期高齢者医療保険料・国民健康保険料)については、年度の期別賦課額を個別に登録・修正・削除・照会を可能とし、自動で金額変更が行えること。						
1.生活保護申請・決定(変更等含む)	1.7.保護開始の要否判定及び処分	保護決定処理			XXX0019	年金収入からの控除(介護保険料・後期高齢者医療保険料・国民健康保険料)については、認定期限を設定し、期限を迎えたものは自動で控除を削除できること。						
1.生活保護申請・決定(変更等含む)	1.7.保護開始の要否判定及び処分	保護決定処理			XXX0101	年金収入からの控除(後期高齢者医療保険料・国民健康保険料)については、認定期限を設定し、期限を迎えたものは自動で控除を削除できること。						
1.生活保護申請・決定(変更等含む)	1.7.保護開始の要否判定及び処分	保護決定処理			XXX0020	介護保険システム等から受領した介護保険料情報をもとに、複数の被保護者に対して介護保険料加算の認定を一括で行えること。						
1.生活保護申請・決定(変更等含む)	1.7.保護開始の要否判定及び処分	保護決定処理			XXX0021	マイナンバー制度における情報提供ネットワーク(中間サーバー)経由で取得した年金情報をもとに、複数の被保護者に対して年金収入からの控除(介護保険料・後期高齢者医療保険料・国民健康保険料)の認定を一括で行えること。						
1.生活保護申請・決定(変更等含む)	1.7.保護開始の要否判定及び処分	保護決定通知書等の作成			XXX0104	保護決定通知書について、以下の情報を登録・修正・削除・照会できること。 【管理項目】 ・通知発行区分(紙・電子)				・本機能要件は決定通知書の電子通知に関する機能として、通知書の発行区分を管理することを想定している。 ・被保護世帯への決定通知の電子通知について、処分通知等のデジタル化に係る基本的な考え方、処分通知等のデジタル化に係る基本的な考え方(QA)、処分通知等のデジタル化に係る短期的手法の検討フローチャート等の内容を踏まえると、既存の情報システムの活用、外部のオンラインストレージの利用、電子メールの活用等の3つの方法があるが、各自治体の情報セキュリティポリシーガイドライン等の考え方により判断する部分と想定しているため、いずれの運用が望ましいかについて標準仕様書において定める想定は無い。 ・保護変更の決定通知の電子送付においては、外部サービスや外部システムの活用を妨げない。		
1.生活保護申請・決定(変更等含む)	1.8.保護変更	変更登録	変更なし	67	0211424	世帯及び世帯員の属性変更予定(各種認定期間、介護保険料、代理納付)を予め登録し、変更時期に自動で変更が反映されるように設定できること。 (介護保険料) ・介護保険料加算・控除については、年度の期別賦課額を介護保険システムから連携したデータをもとに一括または個別に登録・修正・削除・照会を可能とし、自動で金額変更が行えること。 ・加算、年金、手当、各種就労外収入、新規就労控除、一時扶助の認定開始・認定終了年月を登録・修正・削除・照会することができ、終了年月の翌月に認定が削除されること。	◎	◎	◎	介護保険システム等から受領した介護保険料情報をもとに、複数の被保護者に対して介護保険料加算の認定を一括で行えることを想定している。		令和8年4月1日
1.生活保護申請・決定(変更等含む)	1.8.保護変更	変更登録		117	0212034	母子加算等の認定期限を入力し、期限を迎えたものは自動で加算や収入を削除できること。	○	○	○	・年齢が要件となっている加算については、加算の対象者の被保護世帯員の生年月日を踏まえて、自動で削除日が設定される方式を想定している。 ・母子加算等に限らず、障害者加算、冬季加算等の全ての加算について認定期限を設定できることを想定している。	[2.3版] ・機能要件を追加	令和11年4月1日
1.生活保護申請・決定(変更等含む)	1.8.保護変更	変更登録			XXX0022	申請書、申告書について、AI-OOR等によってテキストデータ化された情報を取り込めること。				・取り込むデータ項目については基本データリストに定義されたデータ項目に準拠することを想定している。 ・データの取り込み先は、生活保護システムを想定しているが、外部の電子申請システム、自治体のファイルサーバー等にデータを取り込み、保存することを妨げない。 ・生活保護システム以外に取り込む場合は、当機能要件ではなく生活保護システム以外の外部サービスや外部システム等の活用を妨げない。		

大項目	中項目	機能名称	改定種別 (直前の版から改定した 項目の種類)	機能名称枝番	機能ID	機能要件	① 都道府県	② 団体内で複数の福祉事 務所を設置(例:政令指定 都市、一部の中核市等)	③ 団体内で一つの福祉事 務所を設置(例:②以外の 市区町村)	要件の考え方・理由	備考(改版説明)	適合基準日
1.生活保護申請・決定(変更等含む)	1.8.保護変更	変更登録			XXX0023	申請書や申告書に添付された写真資料について、AI-OCR等によってテキストデータ化された情報を取り定めること。				・取り込むデータ項目については基本データリストに定義されたデータ項目に準拠することを想定している。 ・データの取り込み先は、生活保護システムを想定しているが、外部の電子申請システム、自治体のファイルサーバー等にデータを取り込み、保存することを妨げない。 ・生活保護システム以外に取り込む場合は、当機能要件ではなく生活保護システム以外の外部サービスや外部システム等の活用を妨げない。		
1.生活保護申請・決定(変更等含む)	1.8.保護変更	変更登録			XXX0024	電子申請システム等から連携された申告情報、申請情報を取り定めること。				・電子申請システムについては外部システム、申請管理機能(「地方公共団体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書」において規定する申請管理機能をいう。)のいずれを用いることも妨げない。 ・なお、取り込む情報については外部システム等の取り込み元のシステムの仕様に応じることを想定しているため、取り込むデータ項目は基本データリストに定義されたデータ項目に準拠することを想定している。 ・データの取り込み先は、生活保護システムを想定しているが、外部の電子申請システム、自治体のファイルサーバー等にデータを取り込み、保存することを妨げない。 ・生活保護システム以外に取り込む場合は、当機能要件ではなく生活保護システム以外の外部サービスや外部システム等の活用を妨げない。		
1.生活保護申請・決定(変更等含む)	1.8.保護変更	変更登録			XXX0025	申請書、申告書、写真資料等のPDFデータを取り定めること。				・データの取り込み先は、生活保護システムを想定しているが、外部の電子申請システム、自治体のファイルサーバー等にデータを取り込み、保存することを妨げない。 ・生活保護システム以外に取り込む場合は、当機能要件ではなく生活保護システム以外の外部サービスや外部システム等の活用を妨げない。		
1.生活保護申請・決定(変更等含む)	1.8.保護変更	変更登録			XXX0026	保護変更における申請情報について、以下の情報を登録・修正・削除・照会出来ること。 【管理項目】 ・申請種類 ・被保護者氏名 ・申請受付年月日 ・ケース番号 ・地区担当員 ・処理状態フラグ(未完了・完了)				・当機能要件は、生活保護変更の申請情報について、処理の状態を管理するための機能である。 ・申請受付年月日から一定期間を経過し、変更決定が完了していない保護変更の申請情報および保護変更の申告情報について、申請を受け付けた地区担当員および査察指導員に対してアラートを表示する機能を実現するために、申請情報の処理状態を管理することを想定している。 ・申請とは、被保護者に現金給付を行うために被保護者から申請を受け付ける一時扶助等を想定している。		
1.生活保護申請・決定(変更等含む)	1.8.保護変更	変更登録			XXX0027	保護変更における申告情報について、以下の情報を登録・修正・削除・照会出来ること。 【管理項目】 ・申告種類 ・被保護者氏名 ・申請受付年月日 ・ケース番号 ・地区担当員 ・処理状態フラグ(未完了・完了) ・返還金・徴収金起案処理フラグ(不要・必要)				・当機能要件は、生活保護変更の申告情報について、処理の状態を管理するための機能である。 ・申請受付年月日から一定期間を経過し、変更決定が完了していない保護変更の申請情報および保護変更の申告情報について、申請を受け付けた地区担当員および査察指導員に対してアラートを表示する機能を実現するために、申告情報の処理状態を管理することを想定している。 ・申告とは、被保護世帯の生活保護費に変動を及ぼすような収入申告、加算認定のための申告を想定している。		
1.生活保護申請・決定(変更等含む)	1.8.保護変更	変更登録			XXX0028	申請受付年月日から一定期間を経過し、変更決定が完了していない保護変更の申請情報および保護変更の申告情報について、被保護世帯を担当する地区担当員および査察指導員に対して、処理が未完了であることのアラートを表示できること。				・アラートの表示方法は画面要件に関する部分と想定しているため、標準仕様において定める想定はないが、システムのメニュー画面など職員が最初にログインした画面等でアラートがあることを把握できることが望ましい。 ・申請受付年月日からアラートの表示までの日数については標準仕様で定める想定はない。 ・申請受付年月日から一定期間を経過し、変更決定が完了していない保護変更の申請情報および保護変更の申告情報とは、申請情報および申告情報の処理状態フラグが未完了となっている申請および申告を想定している。		
1.生活保護申請・決定(変更等含む)	1.8.保護変更	変更登録			XXX0029	複数月にわたり予定登録された収入充当額について、一定期間変更処理が行われていない場合、被保護世帯を担当する地区担当員および査察指導員に対して、変更処理が行われていないことのアラートを表示できること。 複数月にわたり予定登録された収入充当額について、充当額に一定期間変更がない場合、被保護世帯を担当する地区担当員と査察指導員に対して、収入充当額に変更がないことのアラートを表示できること。				・アラートの表示方法は画面要件に関する部分と想定しているため、標準仕様において定める想定はないが、システムのメニュー画面など職員が最初にログインした画面等でアラートがあることを把握できることが望ましい。 ・アラートの表示までの期間については標準仕様で定める想定はない。 ・予定登録された就労収入の収入充当額等について、一定期間変更や実績の入力が無い場合に、地区担当員が認定漏れが無いかを把握するための機能として想定している。		
1.生活保護申請・決定(変更等含む)	1.8.保護変更	変更登録			XXX0030	認定期限を設定された加算について、認定期限の到来前に被保護世帯を担当する地区担当員と査察指導員に、加算の認定期限の到来が間近であることのアラートを表示できること。				・アラートの表示方法は画面要件に関する部分と想定しているため、標準仕様において定める想定はないが、システムのメニュー画面など職員が最初にログインした画面等でアラートがあることを把握できることが望ましい。 ・認定期限の到来前の具体的な時期については標準仕様で定める想定はない。 ・当機能要件は、加算に認定期限を設定する機能要件と組み合わせることで活用することを想定している。		
1.生活保護申請・決定(変更等含む)	1.8.保護変更	保護決定通知の電子送付			XXX0031	保護変更の決定通知について、被保護世帯に電子で送付出来ること。				・被保護世帯への決定通知の電子通知について、処分通知等のデジタル化に係る基本的な考え方、処分通知等のデジタル化に係る基本的な考え方(QA)、処分通知等のデジタル化に係る短期的手法の検討フローチャート等の内容を踏まえると、既存の情報システムの活用、外部のオンラインストレージの利用、電子メールの活用等の3つの方法があるが、各自治体の情報セキュリティポリシーガイドライン等の考え方により判断する部分と想定しているため、いずれの運用が望ましいかについて標準仕様書において定める想定は無い。 ・保護変更の決定通知の電子送付においては、外部サービスや外部システムの活用を妨げない。		
1.生活保護申請・決定(変更等含む)	1.8.保護変更	保護決定通知の電子送付			XXX0032	保護変更の決定通知の電子送付を行うために必要な情報を出力出来ること。				・被保護世帯への決定通知の電子通知について、処分通知等のデジタル化に係る基本的な考え方、処分通知等のデジタル化に係る基本的な考え方(QA)、処分通知等のデジタル化に係る短期的手法の検討フローチャート等の内容を踏まえると、既存の情報システムの活用、外部のオンラインストレージの利用、電子メールの活用等の3つの方法があるが、各自治体の情報セキュリティポリシーガイドライン等の考え方により判断する部分と想定しているため、いずれの運用が望ましいかについて標準仕様書において定める想定は無い。 ・保護変更の決定通知の電子送付においては、外部サービスや外部システムの活用を妨げないが、当機能要件は、外部のオンラインストレージの利用、もしくは電子メールによって電子送付を行う場合にシステムから必要な情報を出力するための機能として想定している。 ・オンラインストレージの仕様、電子メールの仕様、自治体における決定通知の考え方が異なることを踏まえて、基本データリストに定義されたデータ項目を出力することを想定している。		

大項目	中項目	機能名称	改定種別 (直前の版から改定した 項目の種別)	機能名称枝番	機能ID	機能要件	① 都道府県	② 団体内で複数の福祉事 務所を設置(例:政令指定 都市、一部の中核市等)	③ 団体内で一つの福祉事 務所を設置(例:②以外の 市区町村)	要件の考え方・理由	備考(改版説明)	適合基準日
2. ケースワーク	2.1. 訪問管理	訪問計画の策定			XXX0033	訪問基準を検討するためのチェックリストを登録できること。				・訪問基準については、実施機関において被保護世帯の世帯類型や助言指導等の必要性に応じた統一的な基準を作成し、運用している実態があると認識しているため、標準仕様において訪問基準そのものを定める想定はない。 ・当機能要件は、システム外でオフィスソフト等を用いて作成されたチェックリストをシステムに登録する仕様を想定している。 ・訪問基準については、実施機関において被保護世帯の世帯類型や助言指導等の必要性に応じた統一的な基準を作成し、運用している実態があると認識しているため、標準仕様において訪問基準およびチェックリストの仕様を定める想定はない。 ・当機能要件は、ExcelファイルやWordファイル等を用いて作成したチェックリストを、Excelファイル、WordファイルまたはPDFファイルの形式でシステムに取り込む仕様を想定している。		
2. ケースワーク	2.1. 訪問管理	訪問計画の策定			XXX0034	訪問基準を検討するためのチェックリストを画面で閲覧、出力出来ること。				・訪問基準を検討するためのチェックリストは、被保護者の訪問基準を登録、修正する際に閲覧できることを想定している。 また、上記以外の任意のタイミングで閲覧、出力出来ることも想定している。		
2. ケースワーク	2.1. 訪問管理	CWの訪問支援			XXX0035	訪問先または面談時において、タブレット端末、スマートフォン端末等でシステムが保有する被保護者の情報を閲覧できること。				・閲覧できる情報を仕様書上において定める想定はないが、被保護者の氏名・住所、訪問基準、過去の訪問実績、援助方針、ケース記録、備忘録等を想定している。 ・タブレット端末等を用いて被保護者の情報を閲覧する場合、タブレット端末にあらかじめ被保護者の情報をダウンロードする方法、タブレット端末から生活保護システムにアクセスして閲覧する方法などを想定しているが、各自治体の情報セキュリティポリシー、運用が異なることを想定しているため、標準仕様書において閲覧の具体的な方法を定める想定はない。		
2. ケースワーク	2.1. 訪問管理	CWの訪問支援			XXX0036	訪問先または面談時において、タブレット端末、スマートフォン端末等で自治体HP等で公開している広報誌等の公開情報を閲覧できること。				・公開情報の閲覧について、インターネットに接続し自治体HPに接続する、もしくはあらかじめ広報誌等の閲覧したい情報のPDFファイルを端末に取り込み閲覧する方法を想定しているが、各自治体の情報セキュリティポリシー、運用が異なることを想定しているため、標準仕様書において閲覧の具体的な方法を定める想定はない。 ・なお、広報誌等と記載しているのは例示であり、自治体HPで公開されている情報全般を閲覧できる機能として想定している。		
2. ケースワーク	2.1. 訪問管理	CWの訪問支援			XXX0037	訪問先または面談時に被保護者と地区担当員が行った会話内容について、タブレット端末やスマートフォン端末、ボイスレコーダー等を用いて行った録音の音声データを訪問時または面談時にシステムに取り込めること。 訪問先または面談時に被保護者と地区担当員が行った会話内容について、タブレット端末やスマートフォン端末、ボイスレコーダー等を用いて行った録音の音声データをシステムに取り込めること。				・当機能要件は、訪問または面談時の会話内容の文字起こし、要約に関する機能要件である。 ・会話内容の文字起こし、要約に関する機能については外部サービスや外部システムの利用を妨げない。		
2. ケースワーク	2.1. 訪問管理	CWの訪問支援			XXX0038	訪問先または面談時に被保護者と地区担当員が行った会話内容について、タブレット端末やスマートフォン端末、ボイスレコーダー等を用いて行った録音の音声データを訪問後または面談後にシステムに取り込めること。				・当機能要件は、訪問または面談時の会話内容の文字起こし、要約に関する機能要件である。 ・訪問後については、地区担当員が訪問先から福祉事務所へ帰所した際を想定している。 ・会話内容の文字起こし、要約に関する機能については外部サービスや外部システムの利用を妨げない。		
2. ケースワーク	2.1. 訪問管理	CWの訪問支援			XXX0039	訪問時または面談時、訪問後または面談後に取得した音声データを用いて、音声内容をテキストデータに変換できること。				・当機能要件は、訪問または面談時の会話内容の文字起こし、要約に関する機能要件である。 ・文字起こしの認識精度、音声データ投入から文字起こし結果表示までの処理時間については機能要件において定義することは想定していない。 ・会話内容の文字起こし、要約に関する機能については外部サービスや外部システムの利用を妨げない。		
2. ケースワーク	2.1. 訪問管理	CWの訪問支援			XXX0040	音声内容を変換したテキストデータは画面上で参照し、編集できること。				・当機能要件は、訪問または面談時の会話内容の文字起こし、要約に関する機能要件である。 ・テキストデータ参照時は発話者の識別が出来ることが望ましいと想定している。 ・会話内容の文字起こし、要約に関する機能については外部サービスや外部システムの利用を妨げない。		
2. ケースワーク	2.1. 訪問管理	CWの訪問支援			XXX0041	音声内容をテキストデータに変換した結果をテキストとして出力できること。				・当機能要件は、訪問または面談時の会話内容の文字起こし、要約に関する機能要件である。 ・出力については、オフィスソフト形式、テキストファイル形式での出力を想定している。 ・出力されたテキストデータは、一般的な議事録作成作業に用いるために加工・編集が可能であることを想定している。 ・テキストデータの編集を行っている場合は編集結果が反映されたテキストデータを出力することを想定している。 ・出力されたテキストデータについて、発話者の識別が出来ることが望ましいと想定している。 ・会話内容の文字起こし、要約に関する機能については外部サービスや外部システムの利用を妨げない。		
2. ケースワーク	2.1. 訪問管理	CWの訪問支援			XXX0042	音声内容を変換し作成されたテキストデータを用いて、編集可能な会議のメモや要約を作成できること。				・当機能要件は、訪問または面談時の会話内容の文字起こし、要約に関する機能要件である。 ・作成される会議メモや要約の詳細は仕様書上は指定しない。 ・会議メモや要約の作成されるタイミングは会議後を想定している。 ・会話内容の文字起こし、要約に関する機能については外部サービスや外部システムの利用を妨げない。		
2. ケースワーク	2.1. 訪問管理	CWの訪問支援			XXX0043	音声内容を変換し作成されたテキストデータを用いて、編集可能なケース記録票を作成できること。				・当機能要件は、訪問または面談時の会話内容の文字起こし、要約に関する機能要件である。 ・会話内容の文字起こし、要約に関する機能については外部サービスや外部システムの利用を妨げない。		
2. ケースワーク	2.1. 訪問管理	訪問予定の通知			XXX0045	被保護世帯ごとに登録された電話番号に紐づけて、訪問予定年月日・訪問予定時間・訪問予定者氏名を登録・修正・削除・照会できること。				・当機能要件は、被保護者に対して訪問予定を通知するための機能要件である。 ・被保護世帯宛の訪問予定の通知については、外部のメッセージ配信サービス等を用いることを妨げない。		
2. ケースワーク	2.1. 訪問管理	訪問予定の通知			XXX0046	被保護世帯ごとの電話番号に紐づけた、訪問予定年月日・訪問予定時間・訪問予定者氏名のリストを出力出来ること。				・当機能要件は、被保護者に対して訪問予定を通知するための機能要件である。 ・被保護世帯宛の訪問予定の通知については、外部のメッセージ配信サービス等を用いることを妨げない。 ・当機能要件は、外部のメッセージ配信サービス等から被保護世帯宛に訪問予定を通知する場合に、通知に必要な情報を出力するための機能として想定している。		
2. ケースワーク	2.1. 訪問管理	訪問予定の通知			XXX0047	被保護世帯宛に訪問予定年月日・訪問予定時間・訪問予定者氏名を通知出来ること。				・当機能要件は、被保護者に対して訪問予定を通知するための機能要件である。 ・被保護世帯宛の訪問予定の通知については、外部のメッセージ配信サービス等を用いることを妨げない。		
2. ケースワーク	2.1. 訪問管理	訪問可否の連絡受理			XXX0048	被保護者に対して通知した訪問予定に対して、被保護者から訪問可否の連絡を受け取り、内容を閲覧できること。				・当機能要件は、被保護者に対して訪問予定を通知するための機能要件である。 ・被保護世帯からの訪問予定の可否の連絡受け取り、閲覧については、外部のメッセージ配信サービス等を用いることを妨げない。		

大項目	中項目	機能名称	改定種別 (直前の版から改定した 項目の種別)	機能名称枝番	機能ID	機能要件	① 都道府県	② 団体内で複数の福祉事 務所を設置(例:政令指定 都市、一部の中核市等)	③ 団体内で一つの福祉事 務所を設置(例:②以外の 市区町村)	要件の考え方・理由	備考(改版説明)	適合基準日
3. 医療扶助	3.3. 施術券の交付	療養費支給額の算 出			XXX0049	療養費(はり・きゅう)について、支給額の仮計算が出来ること。				<ul style="list-style-type: none"> <li>・「療養費の支給基準」をもとにして、療養費(はり・きゅう)の金額の仮計算を行うことが出来る機能を想定している。</li> <li>・当機能要件の実現において、外部サービスや外部システムの利用を妨げない。</li> </ul>		
3. 医療扶助	3.6. 指定医療機関等の 指定				XXX0050	指定医療機関のリスト情報を出力出来ること。				<ul style="list-style-type: none"> <li>・当機能要件は、各自治体が指定している医療機関情報を自治体間で情報共有できるようにするための機能である。</li> <li>・当機能要件を用いて出力した指定医療機関情報のリストを自治体HP等で公開し、自治体間で情報連携するために用いることを想定している。</li> <li>・出力する情報としては、指定医療機関名称、指定年月日、指定医療機関コードを想定しているが、公開する情報を取捨選択できることが望ましいと考えているため、前述した項目に加えて基本データリストに定義されたデータ項目を出力することを妨げない。</li> </ul>		
4. 介護扶助	4.4. 介護扶助指定介護 機関の指定				XXX0051	指定介護機関のリスト情報を出力出来ること。				<ul style="list-style-type: none"> <li>・当機能要件は、各自治体が指定している介護機関情報を自治体間で情報共有できるようにするための機能である。</li> <li>・当機能要件を用いて出力した指定介護機関情報のリストを自治体HP等で公開し、自治体間で情報連携するために用いることを想定している。</li> <li>・出力する情報としては、指定介護機関名称、指定年月日、指定介護機関コードを想定しているが、公開する情報を取捨選択できることが望ましいと考えているため、前述した項目に加えて基本データリストに定義されたデータ項目を出力することを妨げない。</li> </ul>		

大項目	中項目	機能名称	改定種別 (直前の版から改定した 項目の種別)	機能名称枝番	機能ID	機能要件	① 都道府県	② 団体内で複数の福祉事 務所を設置(例:政令指定 都市、一部の中核市等)	③ 団体内で一つの福祉事 務所を設置(例:②以外の 市区町村)	要件の考え方・理由	備考(改版説明)	適合基準日
6. 返還金・債権 管理	6.1. 返還金・債権登録	債権登録			XXX0052	申請受付年月日から一定期間を経過し、返還金・徴収金の起案処理が完了していない保護変更の申告情報について、被保護世帯を担当する地区担当員および査察指導員に対して、起案処理が未完了であることのアラートを表示できること。				・アラートの表示方法は画面要件に関する部分と想定しているため、標準仕様において定める想定はないが、システムのメニュー画面など職員が最初にログインした画面等でアラートがあることを把握できることが望ましい。 ・申請受付年月日からアラートの表示までの日数については標準仕様で定める想定はない。 ・申請受付年月日から一定期間を経過し、返還金・徴収金の起案処理が完了していない保護変更の申告情報とは、申請情報および申告情報の返還金・徴収金起案処理フラグが必要となっている申告を想定している。		
6. 返還金・債権 管理	6.3. 収納	収納消込	変更なし	4	0210765	以下の情報について、一覧で確認できること。 ・納入状況 ・未納債権	○	◎	○	・被保護者の返還金・徴収金の納付状況の一覧を出力出来る機能として想定している。 ・当機能要件は、地区担当員等が被保護者の返還金・徴収金の納付状況を把握し、納付指導の対象を把握するための機能として想定している。 ・出力にあたってはCSVファイル等での出力を想定している。 ・出力項目としては、ケース番号、世帯主氏名、世帯員氏名、最終納付年月日、納付済額等を想定しているが、どの情報を出力し閲覧するかは自治体の納付指導の運用に応じて異なることを想定しているため、基本データリストのデータ項目を出力できる機能として実装することを想定している。		令和8年4月1日
6. 返還金・債権 管理	6.4. 督促・催告	納付状況リストの出力			XXX0053	被保護者の返還金・徴収金の納付状況の一覧を出力出来ること。				・当機能要件は、地区担当員等が被保護者の返還金・徴収金の納付状況を把握し、納付指導の対象を把握するための機能として想定している。 ・出力にあたってはCSVファイル等での出力を想定している。 ・出力項目としては、ケース番号、世帯主氏名、世帯員氏名、最終納付年月日、納付済額等を想定しているが、どの情報を出力し閲覧するかは自治体の納付指導の運用に応じて異なることを想定しているため、基本データリストのデータ項目を出力できる機能として実装することを想定している。		
8. 共通・その他	8.1. 他システム連携	国民年金システム連携		2	0211115	マイナンバー制度における情報提供ネットワーク(中間サーバー)経由で年金に係る情報を照会できること。 【管理項目】 ・年金の種類 ・裁定年月日 ・受給権発生年月日 ・改定年月 ・年金支給額 ・支給停止額 ・支払年月日 ・所得税 ・介護保険料額 ・国民健康保険料 ・後期高齢者医療保険料 ・住民税 ・時効特例給付支給年月日 ・時効特例給付支給額 ・未支給年金支給額 ・未支給年金受給者氏名 ・未支給年金受給者続柄 ・未支給年金支給年月日	○	○	○			令和8年4月1日

大項目	中項目	機能名称	改定種別 (直前の版から改定した 項目の種別)	機能名称枝番	機能ID	機能要件	① 都道府県	② 団体内で複数の福祉事 務所を設置(例:政令指定 都市、一部の中核市等)	③ 団体内で一つの福祉事 務所を設置(例:②以外の 市区町村)	要件の考え方・理由	備考(改版説明)	適合基準日
8. 共通・その他	8.8. ケース記録機能	ケース記録機能	変更なし	20	0210981	スキャナやOCRで電子化したイメージデータを取り込みできること。	○	○	○	・申請書、申告書、準証資料等のPDFデータを取り込めることを想定している。 ・データの取り込み先は、生活保護システムを想定しているが、外部の電子申請システム、自治体のファイルサーバー等にデータをとりこみ、保存することを妨げない。 ・生活保護システム以外に取り込む場合は、当機能要件ではなく生活保護システム以外の外部サービスや外部システム等の活用を妨げない。		令和8年4月1日
8. 共通・その他	8.8. ケース記録機能	ケース記録機能	変更なし	21	0210982	タブレット端末により、受給者の情報(世帯構成、他法、収入、医療・介護扶助)を照会できること。	○	○	○	・訪問先または面談時において、タブレット端末、スマートフォン端末等でシステムが保有する被保護者の情報を閲覧できる機能として想定している。 ・閲覧できる情報を仕様書において定める想定は無いが、被保護者の氏名、住所、訪問基準、過去の訪問実績、援助方針、ケース記録、備忘録等を想定している。 ・タブレット端末等を用いて被保護者の情報を閲覧する場合、タブレット端末にあらかじめ被保護者の情報をダウンロードする方法、タブレット端末から生活保護システムにアクセスして閲覧する方法などを想定しているが、各自治体の情報セキュリティポリシー、運用が異なることを想定しているため、標準仕様書において閲覧の具体的な方法を定める想定はない。		令和8年4月1日
8. 共通・その他	8.9. 決裁機能	決裁機能			XXX0054	決裁状況が「承認(決裁・承認)」になったことに応じて、処理状態フラグ(未完了・完了)を、自動で完了の状態に出来ること。				・当機能要件は、各申請情報および申告情報に付与された処理状態フラグ(未完了・完了)のステータスを変更するための機能として想定している。		